**中学校３年　体育理論　学習プリント　No.1**３年　　組　　番　氏名

文化としてのスポーツの意義**～現代生活におけるスポーツの文化的意義～**

【ねらい】

これまで皆さんは、運動やスポーツの歴史的発展について学んできましたが、この学習では、現代の生活において、スポーツがどのような意義を持っているか理解するとともに、国や県のスポーツに関わる計画等を読み、自分にとっての運動やスポーツの意義について考えることをねらいとしています。

【学習のすすめ方】

まずは、何も見ずに、解説を読みながら、自力で問題に取り組んでみよう。

そして、問題３が終わり、解説３まで読み終わったら、教科書や副読本、参考資料、辞書、ウェブサイト等を見て確認し、間違ったところを**赤**で修正したり、さらに良い解答にするために**赤**で書き加えたりしてみよう。（解答に自信があっても、教科書と参考資料は必ず読んで確認し、解答をレベルアップさせよう。）

その後に、学習したことについて、振り返ってみよう。

|  |
| --- |
| **解説１**　文化の意味  　　　　（１）世の中が進歩して、人々の生活が豊かになること。  　　　　（２）学問・芸術・道徳・宗教など、人間の心のはたらきによってつくり出されたものをまとめていうことば。  （チャレンジ小学国語辞典第五版　Benesse） |

問題１　スポーツ基本法の前文の最初には、「スポーツは、（１）共通の（２）の文化である。」と書かれています。（１）と（２）には、それぞれ漢字２文字が入ります。どのような漢字が入ると思いますか？

（１）　　　　　　（２）

|  |
| --- |
| **解説２**　また、スポーツ基本法の前文には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とも書かれており、国民とスポーツとのかかわりを大切にしていこうとする意図が読み取れます。 |

問題２　文部科学省のスポーツ基本計画（第２期計画）は、平成29年度から平成33年度までの５年計画であり、中長期的なスポーツ政策の基本方針として，次の４つを掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしています。

　　　（１）スポーツで「　　」が変わる！　 （２）スポーツで「　　」を変える！

（３）スポーツで「　　」とつながる！ （４）スポーツで「　　」を創る！

「　　」の中に当てはまる漢字２字を考えて、書いてみよう。

　　　（１）　　　　　　（２）　　　　　　（３）　　　　　　（４）

|  |
| --- |
| **解説３**　本県は、平成29年３月神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツ！　かながわプラン」を策定した。  　　　　そして、本県の推進計画には、スポーツがもたらす効果として、次のように大きく３つ挙げることができると示されている。  （１）身体的・精神的な効果  （２）教育的な効果  （３）社会的・経済的な効果 |

問題３　例を参考に、これからの自分とスポーツとのかかわり方について考えて書いてみよう。





ここで、教科書や副読本、参考資料、辞書、ウェブサイト等を見て確認し、間違ったところを赤で修正したり、さらに良い解答にするために赤で書き加えたりしてみよう。（解答に自信があっても、教科書と参考資料は必ず読んで確認し、解答をレベルアップさせよう）。

**学習の振り返り**（何を見てもかまいません）

振り返り１　あなたにとって、運動やスポーツはどのような意義があると思いますか？

振り返り２　この学習でわかったことを書いてください。

振り返り３　この学習で、考えたことや疑問に思ったこと、もっと調べてみたいと思ったことを書いてください。

本学習プリントは、平成22年度長期研修研究報告資料編（神奈川県立体育センター 長期研究員　小田原市立白鴎中学校 稲毛 真弓）を参考に作成しました。

**この参考資料は、問題３が終わり、解説３まで読み終わってから、見てください。**

**＜参考資料＞**

**スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の前文**

　スポーツは、世界共通の人類の文化である。

　スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

　スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

（中略）

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（条文）<https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm>

2020年4月情報取得）

**スポーツ基本計画（平成29年３月24日　文部科学省）について**

　文部科学省では，スポーツ基本法の規定に基づき，平成29年3月，第2期「スポーツ基本計画」を策定しました。

　「スポーツ基本計画」は，スポーツ基本法の規定に基づき，スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として位置付けられるものです。

　第2期計画は，平成29年度から平成33年度までの5年計画であり，中長期的なスポーツ政策の基本方針として，

（1）スポーツで「人生」が変わる！

（2）スポーツで「社会」を変える！

（3）スポーツで「世界」とつながる！

（4）スポーツで「未来」を創る！

を掲げ，「スポーツ参画人口」を拡大し，「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしています。

（スポーツ基本計画<https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413.htm> 2020年4月情報取得）

**神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツ！　かながわプラン」（抜粋）**

１　スポーツの意義と効果

　スポーツは、「世界共通の人類の文化」であり、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利です。

　また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造など、生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。

　スポーツがもたらす効果として、（１）身体的・精神的な効果、（２）教育的な効果、（３）社会的・経済的な効果と大きく３つ挙げることができます。

(神奈川県スポーツ推進計画https://www.pref.kanagawa.jp/docs/tz5/cnt/f536335/index.html　2020年4月情報取得)